

フードバンク活動施設整備支援事業実施要領

制定 令和4年10月24日付け農流第278号

(趣旨)

第1 農林水産分野における食品ロス削減については、農業生産・集出荷段階で発生する規格外・未利用農産物等の活用を促進することが重要である。

一方で生活困窮者等に食料支援をするフードバンク、子ども食堂等にとって農産物は鮮度が落ちやすく、多くの農産物を受け入れるには、冷蔵・冷凍庫の導入が不可欠である。

そこで、フードバンク団体等による冷蔵・冷凍庫の導入を支援することで、県内で生産された規格外・未利用農産物等のさらなる利用拡大を促進し、食品ロスの削減を図る。

(定義)

第2 この要領において用いる用語の定義は次のとおりとする。

(1) 農業者等

農林漁業者、農林漁業者団体、農林漁業関連事業者などを指す。

(2) 農産物等

農産物、畜産物及び水産物で、県内の生産ほ場や直売所や集出荷場等において発生した規格外・未利用農産物など、有効活用を図るべきもの及びその加工品を指す。

(3) フードバンク団体等

フードバンク団体、他団体と連携して食材の調達を調整する子ども食堂及び子ども宅食等を指す。

(事業内容)

第3 農業者等から農産物等の寄付を受けるフードバンク団体等が、生活困窮者や子ども食堂などに供給するため、農産物等の一時保管に必要な冷蔵・冷凍庫の整備に対して助成する。

なお、冷蔵・冷凍庫は岐阜県内に設置するものに限る。

(事業実施主体)

第4 本事業の実施主体は、岐阜県内に事業所又は活動拠点を有するフードバンク団体等とする。

(採択要件)

第5 採択する事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の遂行が確実なものであること。

(2) 事業実施主体は事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているとともに、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

ア フードバンク団体

「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（農林水産省公表資料）」を遵守している、又は見込みがあること。

イ 子ども食堂、子ども宅食等、食事の提供を行う団体等

食材の調達を他団体と連携して調整するほか、次のいずれかに該当すること。

- ・食品衛生法に基づく営業許可を取得又は届出をしていること。
- ・「福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針（岐阜県公表資料）」を遵守している、又は見込みがあること。

ウ その他知事が特に認める団体等

（事業実施期間）

第6 本事業の実施期間は、令和5年3月31日までとする。

（事業実施の手続）

第7 事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（様式第1号）に事業実施計画書（様式第2号）を添え、知事へ提出するものとする。

2 知事は、事業実施計画承認申請書の提出があったときは、これを審査し、事業の内容が適切で、計画の実施が確実と認められる場合に、様式第3号により承認するものとする。

3 事業実施主体は、事業実施計画について変更等を行う場合は、次に掲げる様式により1に準じて行い、知事の承認を受けるものとする。

- （1） 事業の変更 事業実施計画変更承認申請書（様式第4号）
- （2） 事業の中止又は廃止 事業実施計画中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

（助成措置）

第8 知事は、県の予算の範囲内において、事業実施主体が実施するこの事業に要する経費について「岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）」及び「岐阜県農業振興事業補助金交付要綱（平成18年3月31日付け農政第294号農政部長通知。以下「交付要綱」という。）」に定めるところにより助成する。

2 補助対象経費は別表のとおりとする。

3 事業の着手は、原則として、規則第5条の規定による補助金等の交付の決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。

4 事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する場合は、事業実施主体は、知事の適正な指導を受けるとともに交付決定前着手届（様式第6号）を知事へ提出するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

（報告）

第9 事業実施主体は、当該年度における事業の実績について、事業実施実績書（様式第2号）を作成し、交付要綱第9条により、知事に報告するものとする。

（事業の推進体制）

第10 知事は、事業実施主体に対して、この事業の円滑な実施を図るため必要な聴取、措置及び

指導を行うことができる。

2 事業実施主体は、本事業に関わる農業者等や関係機関との連携を密にし、円滑な実施に努めるものとする。

(事業名等の表示)

第11 事業実施主体は、本事業により導入した冷蔵・冷凍庫に、事業名等を表示するものとする。

(その他)

第12 その他、本事業の実施に当たり、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月24日から施行する。

別表

補助対象経費	補助対象経費の内容
県内の農業者等から農産物等の寄付を受けるフードバンク団体等を対象に、農産物等の一時保管に必要な冷蔵・冷凍庫の購入・設置に要する経費	○冷蔵・冷凍庫の購入に係る費用 ○冷蔵・冷凍庫の設置に係る費用（整地、配電工事等を含む）

(様式第1号)

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
団体等名
代表者職氏名

年度フードバンク活動施設整備支援事業実施計画承認申請書

フードバンク活動施設整備支援事業実施要領（令和 年 月 日付け農流第 号）第7の1の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請します。

(注) 関係書類として、下記の書類を添付すること。

- ①事業実施計画書（様式第2号）
- ②見積書
- ③カタログなど仕様がわかる資料
- ④設置場所を記した地図
- ⑤整備する冷蔵・冷凍庫の管理運営規定
- ⑥その他、申請者の区分に応じて次のとおり資料を添付

区 分	添 付 資 料
法人	定款（写し）、活動状況がわかる資料
任意団体	規約、広報誌など活動状況がわかる資料
規約のないグループ・個人	広報誌など活動状況がわかる資料

(様式第2号)

年度フードバンク活動施設整備支援事業実施計画（実績）書

1 事業実施主体

氏名又は名称 (代表者職氏名)	住所・所在地

2 要件確認

(1) 関連規程の遵守状況（該当に○印）

	「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（農林水産省公表資料）」を遵守している、又は見込みがあること。
	※子ども食堂、子ども宅食等、食事の提供を行う団体である場合 食材の調達を他団体と連携して調整するほか、次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none">・食品衛生法に基づく営業許可を取得又は届出をしていること。・「福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針（岐阜県公表資料）」を遵守している、又は見込みがあること。

(2) 農産物等の供給を受ける農業者等

氏名又は名称 (代表者職氏名)	住所・所在地	主な供給品目

(3) (子ども食堂・子ども宅食等の場合) 食材調達で連携する主な団体等

氏名又は名称 (代表者職氏名)	住所・所在地

3 事業内容

設置場所			
導入機種 (メーカー、型番)		台数	

※複数の機種を導入する場合は、機種ごとの設置場所、メーカー、型番、台数を別紙に記載し添付すること。

4 事業費

	区 分	金 額	うち消費税	備 考
購入費		円	円	
設 置 費	付帯工事費	円	円	
	その他	円	円	
合 計		円	円	

※冷蔵・冷凍庫の購入・設置に係る費用は、原則として2社以上の見積書を比較し積算すること。

5 経費の配分

	事業費		負担区分	
	うち消費税		県補助金	自己負担
円	円	円	円	

6 事業完了(予定)年月日
年 月 日

※実績書には以下の書類を添付すること。

- ①設置場所を記した地図
- ②整備した冷蔵・冷凍庫の状況が分かる資料(写真等)
- ③整備した冷蔵・冷凍庫の管理運営規定
- ④本事業に要した経費が分かる資料(領収書等)

(様式第3号)

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事
(公 印 省 略)

年度フードバンク活動施設整備支援事業実施計画の承認について

年 月 日付け 第 号により申請のあった事業実施計画については、フードバンク活動施設整備支援事業実施要領（令和 年 月 日付け農流第 号）第7の2の規定により、承認します。

(様式第4号)

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
団体等名
代表者職氏名

年度フードバンク活動施設整備支援事業実施計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により承認された標記事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、フードバンク活動施設整備支援事業実施要領（令和 年 月 日付け農流第 号）第7の3の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類
 - (1) 事業実施計画書（様式第2号）
（注）変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。
 - (2) その他必要な書類

(様式第5号)

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
団体等名
代表者職氏名

年度フードバンク活動施設整備支援事業実施計画中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により承認された標記事業実施計画について、下記のとおり中止（廃止）したいので、フードバンク活動施設整備支援事業実施要領（令和 年 月 日付け農流第 号）第7の3の規定に基づき、申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

(様式第6号)

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
団体等名
代表者職氏名

年度フードバンク活動施設整備支援事業交付決定前着手届

年 月 日付け 第 号により事業実施計画の承認を受けた標記事業について、下記のとおり交付決定前に着手したいので、フードバンク活動施設整備支援事業実施要領（令和4年 月 日付け農流第 号）第8の4の規定に基づき、報告します。

記

事業の種類	フードバンク活動施設整備支援事業
事業実施主体	
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
事業費	
交付決定前着手を必要とする理由	
条件	<ul style="list-style-type: none">・補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。・事業着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。・補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。